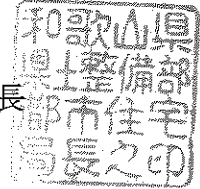




都政第 11170003 号
令和 2 年 11 月 17 日

公益社団法人 全日本不動産協会 和歌山県本部 御中

和歌山県
県土整備部 都市住宅局長



和歌山県景観条例施行規則の一部改正及び建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部改正について（通知）

標記について、下記のとおり一部改正を行ったので通知します。
つきましては、会員等への制度の周知等についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 和歌山県景観条例施行規則（平成 20 年和歌山県規則第 81 号）の一部改正
 - ・ 公布日 令和 2 年 11 月 17 日
 - ・ 施行日 令和 2 年 12 月 15 日
2. 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則（平成 23 年和歌山県規則第 54 号）の一部改正
 - ・ 公布日 令和 2 年 11 月 17 日
 - ・ 施行日 令和 2 年 12 月 15 日
3. 改正の概要
 - ・ 和歌山県景観計画で指定する高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の指定による改正
 - ・ その他所要の改正

（担当）

和歌山県 県土整備部 都市住宅局
都市政策課 景観・公園班 木田、有邊
電話：073-441-3228（直通）

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則(平成20年和歌山県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第13条第1号の規則で定める規模は、景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第1の左欄、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の2の左欄、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の3の左欄、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の4の左欄、熊野川周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の5の左欄、高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域においては別表第1の6の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。</p> <p>2 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第15条第1項の許可に係る行為</p> <p>3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 水面の埋立て(バッファゾーン(和歌山県世界遺産条例(平成17年和歌山県条例第22号)第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域、熊野川周辺特定景観形成地域及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。)の区域を除く。)</p> <p>(11) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの(熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域並びに高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域)において行う行為を除く。)</p> <p>(12) 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第13条第1号の規則で定める規模は、景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第1の左欄、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の2の左欄、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の3の左欄、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の4の左欄、熊野川周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の5の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。</p> <p>2 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第12条第1項の許可に係る行為</p> <p>3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 水面の埋立て(バッファゾーン(和歌山県世界遺産条例(平成17年和歌山県条例第22号)第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。)の区域を除く。)</p> <p>(11) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの(熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域並びに熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域)において行う行為を除く。)</p> <p>(12) 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区</p>

域において行う別表第2の3に掲げる行為、熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為

(13) 略

域において行う別表第2の3に掲げる行為及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)

(13) 略

別表第1の5の次に次の1表を加える。

別表第1の6

高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域

行為	規模		
	和歌山県景観計画に定める世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域(バッファゾーンの区域を除く。)	バッファゾーンの区域及び和歌山県景観計画に定める世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域を除いた区域	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10メートルかつ延べ面積500平方メートル	高さ13メートルかつ延べ面積1,000平方メートル	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	高さ10メートルかつ築造面積500平方メートル	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ10メートル	高さ13メートル
	(3) その他工作物	高さ10メートル	高さ13メートル
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	1,000平方メートル	2,000平方メートル	

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他 他の土地の形質の変更	1,000平方メートル	2,000平方メートル
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他 の物件の堆積	1,000平方メートル	2,000平方メートル

別表第2の2中「高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域」の次に「及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域」を加える。

別記第6号様式中「新宮市」を「橋本市、新宮市」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

和歌山県規則第62号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則(平成23年和歌山県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市町村の長の要請に係る区域) 第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 特定景観形成地域として定められた高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域</u> (6) 略	(市町村の長の要請に係る区域) 第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u>

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000 233	訪問介護ステーション千樹木	橋本市隅田町下兵庫957-27	重度訪問介護	有限会社レッツ	橋本市隅田町下兵庫957-27	令和 2.11.9